

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(身体障害者用の器具等の無条件免税)</p> <p>14-19 法第 14 条第 16 号((身体障害者用の器具等の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取り扱いは次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 規則第 3 条第 7 号((身体障害者用の器具等で税関長が適当と認めるもの))に規定する「身体障害者用に特に製作された器具」とは、身体障害者の身体障害を補うための特別の構造及び機能を有するもので身体障害者が専ら使用することを目的としているものをいう。</p> <p>次に掲げるもので身体障害者が専ら使用することを目的としているものについては、「身体障害者用に特に製作された器具」とみなして差し支えない。</p> <p><u>イ 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 19 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）別表の 1（購入基準）に掲げるもの及びこれらに通常必要とされる附属品等</u></p> <p><u>ロ 身体障害者の日常動作を容易にする食事、整容、入浴、家事、通信連絡なく、作業用等の生活用器具及びこれらに通常必要とされる附属品等</u></p> <p>(3)～(4) (省略)</p> | <p>(身体障害者用の器具等の無条件免税)</p> <p>14-19 法第 14 条第 16 号((身体障害者用の器具等の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取り扱いは次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 規則第 3 条第 7 号((身体障害者用の器具等で税関長が適当と認めるもの))に規定する「身体障害者用に特に製作された器具」とは、身体障害者の身体障害を補うための特別の構造及び機能を有するもので身体障害者が専ら使用することを目的としているものをいう。</p> <p>次に掲げるもので身体障害者が専ら使用することを目的としているものについては、「身体障害者用に特に製作された器具」とみなして差し支えない。</p> <p><u>イ 身体障害者福祉法第 20 条第 1 項((補装具))及び第 21 条((受託報酬))の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和 48 年厚生省告示第 171 号）別表第 1（交付基準の品目表）に掲げるもの及びこれらに通常必要とされる附属品等</u></p> <p><u>ロ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 6 第 1 項（補装具の支給交付）及び第 21 条の 7（同前）の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和 48 年厚生省告示第 187 号）別表第 1（交付基準の品目表）に掲げるもの及びこれらに通常必要とされる附属品等</u></p> <p><u>ハ 身体障害者の日常動作を容易にする食事、整容、入浴、家事、通信連絡、作業用等の生活用器具及びこれらに通常必要とされる附属品等</u></p> <p>(3)～(4) (同左)</p> |

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(標本、参考品、学術研究品等の特定用途免税)</p> <p>15—1 法第 15 条第 1 項第 1 号((標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 令第 17 条第 3 号((私立の専修学校又は各種学校の指定))にいう「学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろうあ学校、養護学校及び幼稚園以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。</p> <p>(9) 令第 17 条第 4 号((大学共同利用機関))にいう「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。</p> <p>(10) 令第 17 条第 5 号((私立博物館))にいう「私立博物館」とは、日本赤十字社、日本放送協会、民法（昭和 29 年法律第 89 号）第 34 条((公益法人の設立))の規定による法人又は宗教法人によつて設置され、博物館法の規定によつて都道府県教育委員会に登録したものをいう。</p> <p>(11) 令第 18 条第 1 項((私立の専修学校又は各種学校の指定の申請に係る手続))又は第 2 項((博物館等の指定の申請にかかる手続))の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があつた場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に推達する。</p> <p>イ 同条第 1 項の規定による申請書を推達する場合の取扱い等は、次による。</p> <p>(イ) 令第 17 条第 3 号の「専修学校又は各種学校」は、すべて公益性を有するものとみなすが、監督庁である都道府県知事の設置許可を受けていることについて設置認可証明書又は設置認可証の写しを添付させて確認する。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(12)～(14) (省略)</p> <p>(慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税)</p> <p>15—3 法第 15 条第 1 項第 3 号((慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途</p> | <p>(標本、参考品、学術研究品等の特定用途免税)</p> <p>15—1 法第 15 条第 1 項第 1 号((標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 令第 17 条第 2 号((私立の専修学校又は各種学校の指定))にいう「学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろうあ学校、養護学校及び幼稚園以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。</p> <p>(9) 令第 17 条第 3 号((大学共同利用機関))にいう「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。</p> <p>(10) 令第 17 条第 4 号((私立博物館))にいう「私立博物館」とは、日本赤十字社、日本放送協会、民法（昭和 29 年法律第 89 号）第 34 条((公益法人の設立))の規定による法人又は宗教法人によつて設置され、博物館法の規定によつて都道府県教育委員会に登録したものをいう。</p> <p>(11) 令第 18 条第 1 項((私立の専修学校又は各種学校の指定の申請に係る手続))又は第 2 項((博物館等の指定の申請にかかる手続))の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があつた場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に推達する。</p> <p>イ 同条第 1 項の規定による申請書を推達する場合の取扱い等は、次による。</p> <p>(イ) 令第 17 条第 2 号の「専修学校又は各種学校」は、すべて公益性を有するものとみなすが、監督庁である都道府県知事の設置許可を受けていることについて設置認可証明書又は設置認可証の写しを添付させて確認する。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(12)～(14) (同左)</p> <p>(慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税)</p> <p>15—3 法第 15 条第 1 項第 3 号((慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途</p> |

新旧対照表

【関税込率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 「救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設」とは、次の施設をいう。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 児童福祉法の規定に基づき設置された助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は教護院（同法第 35 条～第 44 条）</p> <p><u>ハ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項又は第 2 項（（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）の規定による認定を受けた施設（ロに掲げる施設に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>ニ</u> (省略)</p> <p><u>ホ</u> (省略)</p> <p><u>ヘ</u> (省略)</p> <p><u>ト</u> (省略)</p> <p><u>チ</u> (省略)</p> <p><u>リ</u> <u>上記イからチまでに掲げるもの以外の施設で、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき設置された次の施設</u> (イ) 及び (ロ) (省略)</p> <p>(4)～(7) (省略)</p> | <p>免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 「救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設」とは、次の施設をいう。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ハ</u> (同左)</p> <p><u>ニ</u> (同左)</p> <p><u>ホ</u> (同左)</p> <p><u>ヘ</u> (同左)</p> <p><u>ト</u> (同左)</p> <p><u>チ</u> <u>上記イからトまでに掲げるもの以外の施設で、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき設置された次の施設</u> (イ) 及び (ロ) (同左)</p> <p>(4)～(7) (同左)</p> |